

ITパスポート等取得支援補助金 Q & A

令和5年7月7日作成

令和5年10月4日更新

令和5年11月29日更新

Q1. この補助金の対象となる事業者（補助事業者）は？

A. 下記ア又はイに該当し、茨城県内に本社、支社、支店又は事業所等を有する事業者が対象となります。そのため、個人などでは申請できません。個人事業主も対象ではありません。

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）に定める普通法人、公益法人等及び協同組合等

イ 普通法人、公益法人等、協同組合等又はこれらの代表者が加入する茨城県内に設置された経済団体、経営団体、産業支援団体等

Q2. 対象となる従業員や役員は？

A. 従業員は、正社員だけでなく、契約社員や出向者、パートタイム労働者、アルバイト、技能実習生も対象となります。基本的な考え方として、補助事業者が自社の生産性向上や成長産業・分野への労働移動を促進するために資格取得を支援すると認めた従業員は、対象となります。

一方、日雇い労働者や派遣社員は対象外です。ただし、派遣社員は、派遣元企業が申請する場合は対象となります。

役員は、法人の履歴事項全部証明書に登記されている方が対象となります。

Q3. 「茨城県内で勤務する」とは？

A. 所属している部署・支店等の勤務地が茨城県内に所在している方が対象となります。なお、茨城県内の事業所に所属しているが、勤務時間の全てもしくは大半（勤務時間の90%以上）でテレワーク勤務を実施している場合は、当該従業員等の居住地が茨城県内に所在している方が対象となります。

Q4. ITパスポート試験とは？

A. 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき、経済産業

大臣が行う情報処理技術者試験の一試験区分とされている国家試験で、情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）別表に掲げられています。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/index.html>

Q 5. DS検定とは？

A. データサイエンティスト検定™リテラシーレベルを言います。一般社団法人データサイエンティスト協会が実施する、アシスタント・データサイエンティスト（見習いレベル）と数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムが公開している数理・データサイエンス・AI（リテラシーレベル）におけるモデルカリキュラムを総合し、実務能力と知識を有することを証明する試験です。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.datascientist.or.jp/dscertification/>

Q 6. G検定とは？

A. 一般社団法人日本ディープラーニング協会（JDLA）が実施する、AI・ディープラーニングの活用リテラシー習得のための検定試験です。ジェネラリスト検定と呼ばれることもあります。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.jdla.org/certificate/general/start/>

Q 7. ITパスポート試験、DS検定、G検定を受験すれば、補助金を受給できますか？

A. 補助事業者が、茨城記県内に勤務する従業員等に対し、それぞれの試験を受験するために必要な受験料や対策講座受講料等の費用を交付したり資格手当を交付する事業を新たに実施した場合、その費用の一部を補助します。県から各補助事業者への補助は、当該従業員等が合格した場合に限ります。

Q 8. 「新たに実施した」とは、具体的にいつが基準になりますか。

A. 「茨城県ITパスポート等取得支援補助金交付要項」（以下、「交付要項」という。）の施行日（令和5年7月7日）以降に補助事業者において制度化したものが対象になります。

試験の申込み・受験料支払いを行った日、もしくは検定試験対策講座を提供する事業者に対して講座受講に関する契約・申込み（参考図書を購入を含む。）を行った日のいずれか早い日が、交付要項の施行日（令和5年7月7日）以降である必要があります。資格手当等は、交付要項の施行日（令和5年7月7日）以降に社内規定等により新たに定める必要があります。

Q 9. 補助金の対象となる対策講座は？

A. 特に指定はありません。インターネット上で行う e ラーニングや、通信講座、対面での対策講座など、対象検定試験の対策講座であれば補助金の対象となります。また、市販の参考図書による学習の場合でも、その参考図書購入費用が補助金の対象となります。ただし、1人につき、1講座又は1冊までです。

Q10. 補助対象経費には、講座受講や試験受験に要した旅費等も含まれますか？

A. 補助対象経費は、補助事業者が、県内従業員等の各検定試験受験のために負担した、講座受講料、試験受験料、資格手当のみが対象となります。よって、その他の事業推進に要した経費（旅費、振込手数料、郵送料など）は対象外です。

Q11. 「補助事業者が県内従業員等に対策講座受講料を交付する」とは、具体的にどういうことですか？

A. 補助事業者が、県内従業員等の対策講座受講のために、対策講座提供事業者に対して支払った受講料が対象となります。この場合、「補助事業者が直接対策講座提供事業者に対して申し込んで支払った場合」、「従業員等が自ら対策講座提供事業者に対して申し込んで支払ったものに対して、会社が別途当該従業員等に対して支払った場合」のどちらの場合でも、補助金の対象となります。

Q12. 「補助事業者が県内従業員等に受験料を交付する」とは、具体的にどういうことですか？

A. 補助事業者が、県内従業員等の受験のために、各検定試験の実施機関に対して支払った受験料が対象となります。この場合、「補助事業者が直接各検定試験の実施機関に対して申し込んで支払った場合」、「従業員等が自ら各検定試

験の実施機関に対して申し込んで支払ったものに対して、会社が別途当該従業員等に対して支払った場合」のどちらの場合でも、補助金の対象となります。

Q13. 「補助事業者が県内従業員等に資格手当等を交付する事業」とは、具体的にどのようなことですか？

A. 補助事業者が、各検定試験に合格した県内従業員等に、社内規定等によって支払われる手当です。会社によって、「資格手当」「奨励金」「資格補助金」など名称が異なっても、補助金の対象となります。

なお、従業員等が資格を取得した際に社内規程等により一時的に補助事業者より支給される手当のことであり、継続的に毎月の給料に加算される資格手当については対象外です。

Q14. 試験に落ちた場合でも、対策講座の受講料や参考図書購入費用は補助金がもらえますか？

A. 不合格の場合は、受験料・対策講座受講料等ともに、補助できません。

Q15. 試験に落ちた場合、再受験することは可能ですか？

A. 何度再受験しても構いません。ただし、補助の対象となる受験料は、募集要領に定める期限までに、合格が確認でき、かつ従業員等に対して支払いが完了し支出証拠書類が提出できる1回分のみとなります。

Q16. 複数回受験してようやく合格した場合、対策講座の受講料や参考図書購入費用は補助金がもらえますか？

A. はい、合格した試験に係る受験料と対策講座受講料もしくは参考図書購入費用は補助金の対象となります。合格まで、対策講座受講や参考図書の購入を複数回行った場合には、補助対象となるのは、1人につき、1講座又は1冊までです。

Q17. すでに社内規定でITパスポート試験の合格者に対する資格手当がある場合でも、申請できますか。

A. その場合、ITパスポート試験に係る資格手当は補助対象になりません。仮に、交付要項制定後にそのITパスポート試験合格者に対する資格手当の金

額を増額した場合でも、補助対象になりません。

もし、社内規定でD S 検定やG 検定についても新たに資格手当の対象として拡大した場合は、そのD S 検定やG 検定の合格者分は対象となります。

また、すでに社内規定で、資格を限定せず広く資格取得に対する手当があった場合に、今回の補助制度を機にI T パスポート、D S 検定、G 検定に限った手当を新たに制度化した場合は、補助対象になります。

また、すでに社内規定でI T パスポート試験の合格者に対する資格手当があった上で、もし、新たに、従業員に対して受験料と対策講座受講料を補助する事業を実施する場合は、補助対象になります。

Q17-②. すでに社内規定でI T パスポート試験の合格者に対する受験料や対策講座受講料等の補助制度がある場合でも、申請できますか。

A. その場合、I T パスポート試験に係る受験料や対策講座受講料は補助対象になりません。仮に、交付要項制定後にそのI T パスポート試験合格者に対する受験料・対策講座受講料の補助金額を増額した場合でも、補助対象になりません。

もし、社内規定でD S 検定やG 検定についても新たに受験料・対策講座受講料の補助の対象として拡大した場合は、そのD S 検定やG 検定の合格者分は対象となります。

また、すでに社内規定で、資格を限定せず広く資格取得に対する受験料・対策講座受講料があった場合に、今回の補助制度を機にI T パスポート、D S 検定、G 検定に限った手当を新たに制度化した場合は、補助対象になります。

また、すでに社内規定でI T パスポート試験の合格者に対する受験料・対策講座受講料があった上で、もし、新たに、従業員に対して資格手当を補助する事業を実施する場合は、補助対象になります。

Q18. 対策講座を受講する従業員と受講しない従業員について、同時に補助金申請をすることは可能ですか。

A. 可能です。ただし、対策講座を受講しない従業員については、受験料のみの補助となります。

Q19. 対策講座受講料（もしくは試験受験料）と資格手当は、同一の従業員等で

同時に補助金申請をすることは可能ですか。

A. 同時申請はできません。資格手当の対象の従業員等は、登録講座受講料と試験受験料の申請はできません。

I Tパスポートにおける例を以下の図に示します。

		パターン1		パターン2
		①試験受験料 (7,500円/人)	②対策講座受講料等 (上限20,000円/人)	③資格手当 (上限27,500円/人)
ケースA	対策講座を受講して学習し、試験を受験	○	○*	
ケースB	対策テキストを購入して自学し、試験を受験	○	○*	
ケースC	会社の資格手当制度を新設			○

※会社が従業員等に対し、試験受験料のみを助成対象にした場合は、補助対象外

Q19-②. 対策講座受講料だけを補助金申請することは可能ですか。

A. 可能です。もし、社内規定で対策講座受講料等のみを補助対象とするのであれば、対策講座受講料だけを補助金申請しても差し支えありません。ただし、その場合であっても、合格者に限ります。

Q20. 同一の従業員等が、例えばI TパスポートとDS検定というように、複数の試験を受験して合格した場合、その両方の受験料・対策講座受講料を同時に申請することは可能ですか。

A. 可能です。

Q21. 補助申請は、令和6年3月末までで1回のみですか。

A. 補助事業者の判断で、まとめて申請しても、事業完了の都度申請しても、どちらでも構いません。ただし、同一の従業員等に係る同一の試験合格に係る分を複数回申請することはできません。

なお、募集要領に定める期限までに事業が完了するものに限りです。また、予算に限りがあり、申請順に受け付けます。予算に達した時点で受付を終了する可能性がありますので、ご注意ください。

また、募集要領に定める期限は、次のとおりです。

- ・第1回締切：令和5年10月31日(火)
- ・第2回締切：令和5年12月28日(木)
- ・第3回締切：令和6年2月29日(木)
- ・第4回締切：令和6年3月29日(金)

Q22. 事業完了の考え方は？

A. 対策講座受講料及び試験受験料の支払いが終わり、各検定試験の合否状況が確定した日、もしくは、各検定試験の合否状況が確定し、資格手当の支払いが完了した日です。

従業員等が自ら各検定試験や対策講座の実施機関に対して申し込んで支払ったものに対して、会社が別途当該従業員等に対して支払った場合は、会社から当該従業員等への支払いが完了した日です。

つまり、各検定試験の合格と従業員等への支払いの両方が完了している必要があります。

Q23. 事業はいつまでに完了する必要がありますか？

A. 令和6年3月29日(金)までです。

Q24. 対策講座受講料等、受験料及び資格手当の支払いは誰が支払うのですか？

A. 対策講座受講料等及び受験料は、補助金交付を申請する補助事業者が最終的に負担する必要があります。対策講座や検定試験を実施する事業者は補助事業者が直接支払いをしても、検定試験を受験する従業員等が自ら対策講座や検定試験を実施する事業者へ支払い、その分を会社が従業員等に対して支払いをしても、どちらでも構いません。ただし、それらの支払いが明確に判断できる支出証拠書類を提出する必要があります。

資格手当は、補助事業者が従業員等に対して支払う必要があります。

Q25. 交付申請書兼実績報告書に添付する支出証拠書類とは何を指しますか？

A. 次のとおりです。

①受験料：

ア) 補助事業者が従業員等の受験を申込み支払った場合

- a 各検定試験実施機関が発行する、宛名が補助事業者名の領収書の写し

<補足>

a	日付、金額が明らかであること。
a	バウチャーチケットを購入し、不合格者がいる場合は、領収書に合格者分の金額をメモ書きのうえ提出すること

イ) 従業員が自ら試験を申込み支払った場合に補助事業者が従業員に対して支払った場合

- a 各検定試験実施機関が発行する、宛名が当該従業員名の領収書の写し
- b 補助事業者から当該従業員等へ補助対象経費を支払ったことが分かる書類

<補足>

a	日付、金額が明らかであること。
b	以下が確認できるものに限る。 <ul style="list-style-type: none">・支払った日付・補助事業者名及び当該従業員名の両方が記載されている・当該従業員の金銭受領が確認できる記載がある 給与に併せて支払う場合、補助事業者が通常使用している給与システム等により、当該従業員等の明細書によりその内容が明確に確認できる場合は、給与明細書の写しでも可。

②対策講座受講料：

ア) 補助事業者が従業員等の対策講座を申込んで支払った場合

- a 講座提供事業者が発行する、宛名が補助事業者名の領収書の写し
- b 受講した従業員等の一覧（不合格者がいる場合は、その者も含む）
- c 従業員等の対策講座受講が確認できる書類

<補足>

a	日付、金額が明らかであること。
a	領収書がない場合は、請求書及び下記書類の写し（不合格者がいる場合は、領収書・請求書に合格者分の金額をメモ書きのうえ提出すること）。 <ul style="list-style-type: none">・銀行窓口で支払った場合：振込金受取書・ネットバンキングで支払った場合：入出金明細（振込先が明記されているものに限る）、又は振込実行後に発行される振込明細や取引照会結果など

	<p>※振込実行前に発行される書類（振込受付明細、振込依頼完了通知など）は不可（ただし、摘要欄に「振込」等と表示され、同一金額の振込が確認できる入出金明細や通帳の写し等と共に提出する場合は可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードで支払った場合：クレジットカードの利用明細（確定後のもの） ・その他の場合：県に事前にご相談ください。
b	対策講座の受講と書籍購入による自主勉強の従業員等が混在している場合は、どの従業員等がどの方法で学んだか分かるように記載すること。
c	対策講座の受講の場合は、対策講座提供事業者が発行した、当該従業員等の氏名が記載された講座のマイページや修了証、名簿等の写し。参考図書の場合は、当該図書の表紙の写し。

イ)従業員が自ら対策講座を申し込んで支払った場合に補助事業者が従業員に対して支払った場合

- a 対策講座提供事業者が発行する、宛名が当該従業員名の領収書の写し
- b 当該従業員等が受講したことが分かる書類
- c 補助事業者から当該従業員等へ補助対象経費を支払ったことが分かる書類

<補足>

a	日付、金額が明らかであること。
a	書籍購入による自主勉強の場合には、書店が発行する、当該従業員名の領収書の写し。又は、領収書（例：レシート）に当該従業員等が自筆で署名したものの写しでも可。
a	電子書籍の場合は、電子書籍提供事業者が発行する、当該従業員名が記載された領収書の写し。
a	<p>領収書がない場合は、請求書及び下記書類の写し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行窓口で支払った場合：振込金受取書 ・ネットバンキングで支払った場合：入出金明細（振込先が明記されているものに限る）、又は振込実行後に発行される振込明細や取引照会結果など <p>※振込実行前に発行される書類（振込受付明細、振込依頼完了通</p>

	<p>知など)は不可(ただし、摘要欄に「振込」等と表示され、同一金額の振込が確認できる入出金明細や通帳の写し等と共に提出する場合は可)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードで支払った場合：クレジットカードの利用明細(確定後のもの) ・その他の場合：県に事前にご相談ください。
b	<p>対策講座の受講の場合は、対策講座提供事業者が発行した、当該従業員等の氏名が記載された講座のマイページや修了証等の写し。参考図書を購入の場合は、当該図書の表紙の写し。電子書籍の場合は、当該図書の表紙のスクリーンショット。</p>
c	<p>以下が確認できるものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払った日付 ・補助事業者名及び当該従業員名の両方が記載されている ・当該従業員の金銭受領が確認できる記載がある <p>給与に併せて支払う場合、補助事業者が通常使用している給与システム等により、当該従業員等の明細書によりその内容が明確に確認できる場合は、給与明細書の写しでも可。</p>

③資格手当：

- a 補助事業者から従業員等へ当該資格手当を支払ったことが分かる書類
<補足>

a	<p>以下が確認できるものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払った日付、金額 ・補助事業者名及び当該従業員名の両方が記載されている ・当該従業員の金銭受領が確認できる記載がある <p>給与に併せて支払う場合、補助事業者が通常使用している給与システム等により、当該従業員等の明細書によりその内容が明確に確認できる場合は、給与明細書の写しでも可。</p>
---	---

Q26. 合格が証明できる書類とは、何を指しますか。

- A. 合格証書の写しを添付してください。合格証書の発行に時間を要する場合には、氏名・受験番号が記載された受験票及び合格番号等、合格を確認できる書類を添付してください。

Q27. 受験する従業員が多いのですが、試験日や試験会場を増やすことはできませんか？

A. 試験日や試験会場の設定については、各試験のホームページをご確認いただいたうえで、事業者あて直接お問い合わせください。

Q28. 申請期間内に何度も申請を行う場合、添付書類は毎回全て添付する必要がありますか？

A. 2回目以降の申請であっても、添付書類のうち、申請対象合格者一覧（別紙2）、合格が証明できる書類、補助事業に要した補助対象経費の内訳が分かる支出証拠書類は必ず提出する必要があります。ただし、履歴事項全部証明書と県税納付証明書については、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの（写し可）が有効ですので、発行日と申請日を確認し、3ヶ月以上経過している場合は再度提出してください。

そのほかの添付書類は省略可能です。ただし、審査の過程で必要なときは提出を求める可能性があります。

Q29. 申請書類は持参しても良いでしょうか？

A. 申請書類は、申請フォームから提出していただくか、郵送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）でお願いいたします。持参は、受付日の担保ができないことから、対応できません。

Q30. データで書類を添付することができないので、申請のみ電子で行い、書類は後日郵送でも大丈夫でしょうか？

A. 構いません。郵送する場合は、簡易書留等の送達過程の記録が残るものをお願いいたします。また、電子申請で申請済みということを、郵送する書類に明記してください。